

## 学校における自殺予防（2） —教師側の受け入れのために必要な議論とは—

立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構 川本 静香

### 1. 子どもの自殺予防のために社会が学校・教師に期待するもの

拙稿（学校における自殺予防（1））では、日本における若年層を対象とした自殺予防対策の必要性と、自殺予防教育のあり方について述べた。本稿で改めて若年層の自殺予防対策を推進する必要性を詳細に説くことは避けるが、ここ10年間における当該年齢の自殺死亡率の減少幅の少なさが物語るように、これまでの自殺予防対策は、若年層に対してあまり実効的でなかったと考えられる。

このことを踏まえ、平成28年に改正された改正自殺対策基本法では、若年層に対する自殺予防対策として、学校における自殺予防教育の導入に関する内容が組み込まれた（自殺対策基本法，2016）。これは、小学校・中学校の時に自殺予防教育を実施することで、困った事やつらいことが起きた際に、他者にSOSを適切に出すことができるようにすることを目指したものである。

法律に組み込まれていることからみても、若年層の自殺予防対策の担い手として、社会が学校に一定の期待を寄せていることは間違いない。また、海外で実施され

た研究では、学校の中で自殺予防教育を行うことについて、一定の効果があることが示されていることから、日本でも同様の取り組みを行うことで、効果が得られる可能性が期待される（Aseltine, 2003）。

このように、社会あるいは学術的な観点からも、若年層における自殺予防における学校への期待は高まるばかりであるが、実際のところ、この状況について教師はどのように感じているのだろうか。前回にも触れたが、日本の学校で「自殺」という言葉を出すことに対しては、一定数の教師が「寝た子を起こす」といった不安感を感じているとされる。こうしたことを考えれば、教師が学校で自殺予防教育を生徒指導や保健体育、学校相談といった中で扱うことに対する率直な考えや感じ方について触れることは重要であると思われる。

そこで本稿では、自殺予防教育について受け入れ、あるいは実践を期待される教師側の状況について検討してみたい。なお本稿は、学校や教師にとって、自殺予防、あるいは自殺予防教育がどのように受け入れられるのかに関し、将来的に学術的な議論を展開するためのひとつの手がかりとして位置づけるものである。

## 2. 教師の受け入れの実際

学校における自殺予防について、教師がどのように感じ、考えているのかを知るためには、やはり実際の学校の教師に話を聞いてみるのが肝要であろう。そこで筆者の知り合いの公立中学校の教師（Aさん）に、荒削りではあるが、率直に話を聞いてみた。

「自分の学校で自殺予防教育を導入すること（する可能性）についてどう思うか」と「学校で「自殺」という言葉がタブー視されることがあることについて、どう思うか」について、尋ねてみた。以下は、その内容について一部抜粋したものである。なお、読みやすさと匿名性を担保することを目的に、内容を変更しない程度に一部修正を加えている。

〈Q1. 自殺予防教育を導入すること（する可能性）について〉

筆者：自分の中学校で自殺予防教育を実施することについてどう思いますか？

Aさん：（しばらく考えた後）これまで考えたことがなかった。そもそも、自殺予防ということを中学校でやるなんて考えたこともないし、今、あらためて言われても……。 （無言）。子どもの自殺については、ニュースなんかでもやられているから、問題になっているとは思いますが、それが必要だ

ということも分かるけど、自分の学校でやるとか、そういう次元の話だと思ったことがなかった。

〈Q2. 学校で「自殺」という言葉がタブー視されていることについて〉

筆者：学校で「自殺」という言葉を使うことについて、「寝た子を起こす」という意見もあるけれども、それについてはどう思う？

Aさん：そういうことについても、本当に考えたことがない。「自殺」という言葉をどう使うとか、どう予防するか、ということよりも、目の前のことことをどうするかの方に気が向いている。

筆者：目の前の事？

Aさん：授業の事とか、部活のこと、会議とか。あとは不登校気味の子がクラスにいて、その事とか、その日に起こるいろんなトラブルとか、保護者対応とか、やるのが本当にいっぱいあって、そういった目の前のことをいっこいっこやっていくので精一杯。

この話をしてくれた方について少し補足すると、Aさんは公立中学校で担任と部活動の顧問をもっている、若手から中堅の狭間に差し掛かっている教師である。Aさんの意見は、量的研究で言うならば、

「N=1」と表され、普遍的でない、一般的でもないものとして片付けられてしまうの

かもしれない。しかし、この意見は、学校現場で働いている実際の教師の生きた声でもある。

たった1人の声ではあるが、Aさんの話を貴重な現場の声の1つと捉えたと、ここから見えてくる課題は2点あるように思われる。つまり、学校内で教師同士、あるいは管理職等も含めての議論を行う機会や土壌が未だ十分にできていない可能性（1点目）と、教師側にそうした議論や環境づくりをするための時間的、精神的な余裕が十分でない（2点目）、という点である。

国としては、学校現場で自殺予防教育を導入するにあたり、「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引」を作成し、その中で「第1段階：校内の環境づくり」、「第2段階：下地づくりの教育（生命尊重・心身の健康教育・人間関係づくり）」を経て、「第3段階：自殺予防教育」といった学校での展開例を示してきた（文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査協力者会議，2014）。A先生は、学校での自殺予防教育の導入等について「これまで考えたことがなかった」と語っているが、これはおそらく、第1段階である「校内の環境づくり」が現状では十分でないために、「自殺予防教育」や「自殺」というキーワードを校内でどのように進めていくかについての議論の機会がほとんど無かったためであると考えられる。では、その環境づくりのためには、何が必要なのだろうか。おそらくだが、課題の2つ目に挙げた、教師側にそれを扱うだけの時

間的、精神的余裕が十分でないという事が関係していると思われる。

教師の時間のなさについては、過労や時間外労働、部活による休日のなさといった問題が取り沙汰されるようになってきた。文部科学省が平成28年度に行った「教員勤務実態調査」によれば、平日で1日あたりの勤務時間は、小学校教諭で11時間15分、中学校教諭では11時間32分と報告されている（なお、ここには家での持ち帰り仕事に掛かった時間は入っていない）。1日あたりの正規の勤務時間は7時間45分とされていることを踏まえれば、小学校、中学校の教師は正規の勤務時間から毎日4時間程度は残業をしていることが分かる。また、同調査では、部活動の顧問をしている教師ほど、勤務時間が長時間に渡る傾向にあることを明らかにしており、そうした教師は、土日であっても勤務を余儀なくされたり、部活の試合等で出張があったりするなど、教師自身が休む時間を確保することもままならないのが現状である（文部科学省初等中等教育局，2017）。

時間的余裕のなさは、精神的な余裕を奪う可能性もあるだろう。これだけの忙しさを抱えながら、これまで学校で扱うことが少なかった（あるいはタブー視されてきた）自殺予防や自殺予防教育について、教師が議論したり、受け入れのための環境づくりを行ったりすることは、教師側からすれば、想像以上に困難なことであると考えられる。学校や教師の日常を考慮すれば、学校に自殺予防教育を導入するためには、

社会の要請や法律以外の「何か」が必要なのではないだろうか。

### 3. 「何か」となるものは

本稿では、自殺予防教育の受け手と期待される、学校、とりわけ教師の受け入れに関する課題について、荒削りながら、今後の議論の展開の一助となるべく検討を進めてきた。具体的には、公立中学校の教師である A さんの語りから、学校で自殺予防教育を導入するための環境づくりが未だ十分にできていないところがある事に触れ、その環境づくりに必要な「時間」の確保の重要性が浮かび上がってきたところである。教師の多忙さを改善するための議論は各方面ですでに進められており、実際に業務時間改善のための動きもあると聞かすが、それが現場の教師に届くようになるのは今しばらく時間が必要だろう。であれば、今、その環境づくりのために出来ることは何か。

将来展望のようなものではあるが、現状で出来ることとして、学校に関わる他職種が環境づくりのために連携を始めることが考えられる。たとえば、教頭や校長といった管理職が声掛け人となり、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー、地域の保健師や、地域の教育相談センター、保護者会などが参集し、議論をするための準備を少しずつ整えることができれば、学校を中心として地域を巻き込みながらの環境づくりが出来るだろう。そうしてできたコミュニティを中心に、教師を巻き

込みながら、学校での自殺予防教育をどのようにするべきか、議論を進めることができるかもしれない。

「自殺予防はみんなの仕事」という言葉がある。これは、自殺予防に携わる者の中では有名な言葉であり、国際自殺予防学会が自殺予防を広めていくにあたり、標語として全世界に発信しているものである。この標語を見て、ふと思う。学校での導入を検討する時に、学校だけが、教師だけが、それを抱える必要はおそらく無い。「自殺予防はみんなの仕事」という標語の通り、学校や教師の受け入れ体制をつくることを、学校に関わる人みんなの仕事として扱ってよいはずである。そしてそのようなコミュニティが、学校で自殺予防教育を実践することを下支えするものになるかもしれない。

### 引用文献

電子政府 (2016) . 自殺対策基本法  
(Retrieved from <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO085.html>)  
(閲覧日 : 2017 年 11 月 20 日)

文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査協力者会議 (2014) . 子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引 (Retrieved from [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014))

/09/10/1351886\_02.pdf) (閲覧日：2017年11月29日)

文部科学省初等中等教育局 (2017) . 教員勤務実態調査 (平成 28 年度) の 集計 (速報値) について (Retrieved from [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/04/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174\\_002.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/_icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174_002.pdf)) (閲覧日：2017年11月29日)

Aseltine, R., H (2003). An Evaluation of a School Based Suicide Prevention Program. *Adolescent & Family Health*, 3, 81-88